

特集／文化政策の充実に向けて

〔巻頭言〕

期待される文化政策論議の高まり

林田英樹

〔論 文〕

不況の今こそ、理念の構築を

——「文化立国への出発」を確実にするために

根本長兵衛

「文化政策学」体系化の視点

根木 昭

平成12年度 文化庁の重点施策

文化政策の推進／著作権施策の展開／芸術創造活動の推進／地域文化の振興／子どもの文化活動の推進／登録美術品制度の実施／国語施策の推進／宗務行政の推進／文化財の次世代への継承・発展／文化の国際交流・協力の推進／文化発信のための基盤整備

ACA NEWS

- 平成11年度日本芸術院新会員決定……………33
- 登録美術品の新たな登録について……………35
- 第46回文化財防火デー……………36
- 重要文化財(建造物)明石城巽櫓・坤櫓保存修理(災害復旧)事業完了……………37
- 飯高寺で修理現場見学会……………39

イベント案内

- 東京国立博物館「ノロとその周辺」／40
- 東京国立近代美術館フィルムセンター「東京国立近代美術館 新収蔵作品展」／41
- 奈良国立文化財研究所飛鳥資料館「あすかの石造物」／42
- 国立国際美術館「岡本太郎とEXPO'70展」／43
- 奈良国立博物館「明王——怒りと慈しみの仏」／44

- 新国立劇場 スポットライト／45
- 5月の国立劇場／46
- 芸術文化振興基金ニュース／47
- 表紙解説／編集後記／48

連載

●MEDIA ARTS GALLERY⑩
「存じますか? メディア芸術」／20

●Cross Road
田崎真也さん(ソムリエ)／21

●これからのアートマネジメント⑩
次世代のアートを育む③／24

●らしんばん
掲載記事募集のお知らせ／26

●日本の伝統美と技を守る人々⑩
日本うるし掻き技術保存会／27

●地域発 文化で国際交流①
広島原豊田郡川尻町／30

●こぼの万華鏡⑩
世界の人人々に役立つ日本語を考える／32

水谷 修



文化庁長官 林田 英樹

文化庁長官

巻頭言

期待される文化政策 論議の高まり

文

文化庁は、平成一〇年三月に文化振興マスタープランを策定しました。このプランにおいては、今なぜ文化立国が必要かについて論点を示すとともに、文化立国の実現に向けての取り組みや施策の体系を取りまとめました。最近では、文化政策が論じられる際に、引用されることも多くなっているように思われます。例えば、国会において超党派で組織されている音楽議員連盟は、一月の総会において、文化振興マスタープランを引用し、文化立国を国是とする芸術文化基本法（仮称）の創設をめざして本格的な研究と検討を行うことを決定しています。このような研究と検討に文化振興マスタープランが役立つと思われるものと期待しています。

また、この中に示していない論点で今後検討する必要がある事項もいくつかあります。なかでも、国や地方公共団体の芸術文化行政における役割は、いかにすべきかの問題は、特に重要であると思っています。先進諸国の中で見ても、それぞれの国の歴史や伝統によって、政府の役割には大きな違いが見られます。

例えば、政府の機能を限定する傾向があるといわれる米国では、よく知られているように、連邦政府には文化行政を所管する省庁はなく、芸術文化活動への直接の公的援助は限られており、民間の寄付を奨励する税制を整えることによって間接的に大きな支援が行われる政策がとられています。

王侯貴族による芸術文化の保護の伝統が継承されているといわれるフランスでは、中央政府に多額の予算を割く文化担当省が置かれ、フランス文化の栄光を高めることは国是でもなっているといわれるような、強力な文化政策が進められています。

一方、早くから豊かな市民層の生まれた英国では、芸術活動等への援助については、文化担当の省の予算や、最近では至くしの収益金からも拠出されるようになっておりますが、芸術活動等の自由と独立性を尊重するため、政府との距離を保つアームズ・レンガスの原則と呼ばれる考え方が重視されていることに特色があるといえます。

我が国の文化行政施策が発展していくに従って、日本に適したあり方についての議論も高まっていくものと考えられます。地方公共団体の場合にも、首長や担当行政部門が、どのような姿勢で芸術文化にかかわるかも、重要な問題になっていくでしょう。

我が国の文化政策は、まだまだ発展途上でもいえるべき段階にあり、検討しなければならぬ課題も多々あります。文化庁としても、諸外国の状況もより詳しく調査研究することも、情報提供に努め、芸術文化団体や支援企業等を含む多くの関係者との対話を重ね、より良い政策の形成に努めたいと考えています。近年活動が活発になってきている関係学会等においても、幅広い議論が行われることを期待しております。

特集

文化政策の充実に向けて

企

業メセナ協議会は今年、創立一〇周年を迎えた。一九九〇年二月一四日の「旗揚げ」の記者会見の光景を、いまでも昨日の出来事のようにあざやかに思い出す。鈴木治雄、堤清二、福原義春、故人になられたが佐治敏三、塚本幸一氏らの文化人経営者が難壇に勢ぞろいし、こもごもにメセナへの想いを熱く語り合った。なかでも脳裏に焼き付いて

と警鐘を鳴らしたのである。

不幸にしてこの天谷予言は的中した。あつという間にバブルが崩壊、世界一の能率を誇った銀行・証券会社が相次いで解体の危機に直面し、日本は未曾有の長い不況のトンネルに突入した。妖刀がひどく刃こぼれし、名刀どころか、鈍刀に転落しかねない有り様だ。阪神大震災とオウム・サリン事件が発生した一九九五年以降、一四歳の少年による残酷き

不況の今こそ、 理念の構築を

「文化立国への出発」を
確実にするために

（御企業メセナ協議会専務理事）
根本長兵衛

いるのは、故天谷直弘氏（当時、電通総研所長）の発言。キャッチフレーズ作りの名人だった天谷さんは「日本は妖刀だが、名刀とはいえない」と話を切り出したのだ。天谷さんはバブル末期の繁栄を謳歌する当時の日本を妖刀——抜群の斬れ味だが不気味な殺気をはらむ刀——になぞらえ、高い芸術的完成度と気品を併せ持った名刀とはとても言えない、

雑誌を読んでいたら中坊公平さんの次のような言葉に出会った。「世の中はえてして着手先行型の行動をとることが多い。さし当たっていまこのような状態だから、とりあえず今日のところは、この程度までと、急場しのぎをくり返している。こうした場当たり主義ではなく、辿り着く目標を掲げ、そのために現場はどのようにやっていくかということを行わなければならない」と中坊さんは主張する。着手先行から理念先行への発想の転換なくしては、芸術文化支援の体制立て直しはありえない、とあらためて痛感した。すぐれたアーティストの養成、豊かな鑑賞能力をもつ聴衆・観衆が育つためには、それぞれ長い年月が必要だ。二一世紀に日本の文化立国の実現をめざすならば、ふさわしい文化理念の構築を急がなければならない。

①文化政策・行政の対象は、芸術文化が、生活文化か ②公共文化施設を生かす方途は？ ③国、地方、企業として市民が担う役割 などについて、私見ながら、あえて提言を試みる次第だ。

①の問題は、文化支援・振興の力点をどこに置くかというすべての出発点になる問題。芸術性、精神性を重視して、すぐれた芸術文化を国民が享受できるようにすることを主たる目的にするのか、あるいはアマチュアとしての芸術活動、大衆芸能の享受を含む幅広い

文化政策の充実に向けて

生活文化の充実をめざすのか、という選択だ。芸術文化は教養や品性の向上・発展に必要な不可欠だが「上からの文化の民主化」をすすめても、すべての国民がその恩恵に浴するわけではない。ことに日本では生活文化志向が顕著で、何百万人も人が和歌や俳句をたしなみ、日曜画家や家庭で楽器を楽しむ人口も膨大な数にのぼる。庶民的な「文化の民主主義」の立場に立てば、生活文化優先が当然ということになる。しかし芸術性や精神性の基準を全く無視して、レジャーや娯楽に近い大衆的趣向を満足させるために大量の公的資金を投入することは許されるのだろうか。同時に芸術文化も、生活文化も、と主張しても、財源的に不可能なことは明らかだ。極端なエリート主義も大衆迎合も、ともに正しいとはいえない。しかし、文化政策・行政の力点をどこに置くのか、そのカバールする範囲、領域をどう設定するのか——この基本方針が明確にされない限り、文化状況の改善はあり得ない、と断言しても間違いはないと思う。

②の公共文化施設の問題では、全国に文化施設（ハコ）はたくさんできたが、それがうまく機能していない——どう改善していくかが問われている。二、〇〇〇を超えるハコが林立するようになったが、専門性をもつハコはごく少数で、ほとんどが多目的な用途を前提としている。催しや公演のプロジェクトを

立て、その実施の権限と責任をもつ館長不在のところが多い。施設自体もきわめて大雑把にくくられているだけで、それぞれの館の性格、使用目的もあいまいだ。芸術劇場が講演会や見本市会場に使われたり、多目的ホールがオペラやクラシック音楽会場に早変わりしたりする。アーティストにとっても鑑賞者にとっても不都合千万と言わざるをえない。しかし少数だが、彩の国さいたま芸術劇場や静岡県の劇場運動、世田谷文化生活情報センターのように、すぐれた芸術監督や館長、企画スタッフを擁して、ユニークな活動を展開している施設も存在する。ここで提唱する施設の分類は、ヒエラルキー的な優劣の序列をつくらうとするものではない。生活文化型の活動が主体であっても、すぐれた企画責任者をもち、地元住民の圧倒的な支持を獲得する施設があれば、二流、三流の活動に甘んじる芸術劇場よりすぐれた施設として高く評価し位置づけられるべきだと思う。多目的ホールは、生活文化型の活動の場として、市民の自主企画のために、これまで以上に広く開放されてしかるべきだ。

③の問題は、文化支援の財源をどこに求めるかということに帰着する。西欧諸国では、文化支援の大半は公的資金によつてまかなわれる。しかし、国家主導型の積極文化政策をすすめる国として知られるフランスでも、公

的資金の半分以上が地方公共団体の負担になつており、国の文化政策の推進役である文化省の予算は全体の二〇％以下にとどまっている。ドイツ、スイスなどでは、文化予算の九〇％前後が地方市町村によつてカバーされている。最近ではヨーロッパでも企業メセナがさかんになりつつあるが、それぞれの国の文化支出の少ない二〇％どまりで、その役割は補完的だといつてよい。官（国、地方公共団体）と民（企業、市民）がどのように文化にかかわるのか、その資金をどう分担するのか、基本方針の確定を急がなければなるまい。わが国は「民活型」で「官主導型」の政策はとらないと言ふならば、企業メセナ、個人メセナの拡大充実のために積極的な文化優遇税制を導入することを、国は決意すべきではないか。当面の課題としては、芸術文化支援における、地方公共団体・企業メセナ三者間の協力・連帯のシステムづくりを急ぐべきだ。

紙数がなくなったが、最後に若者の中で広がる「文化拒否症」について一言触れておきたい。ニューメディアの電腦世界に没入して、芸術文化にそつぽを向くオタク族が激増している。次代の文化を担う若者をどうやって文化に目覚めさせるか、その対応いかんに今後の文化政策・行政の成否がかかっていると云つても、決して過言ではあるまい。

1 一九九〇年代における文化政策の進展

一九八〇年代に標榜された「文化の時代」——「地方の時代」の流れを受け、一九九〇年代には文化政策が飛躍的な進展を遂げるようになった。

九〇年には、芸術文化関係者待望の「芸術

の構築が必要となつている。

また、八九年に文化庁に設置された「文化政策推進会議」は、九〇年以降ほぼ毎年に行つたつて重要な提言を行い、その後の文化庁の文化政策を方向づけていった。同会議は、九八年「文化振興マスタープラン」を提案し、文化庁はこれを受けて、文化立国実現のための基本方針として同プランを策定した。このプランをもとに、二一世紀に向けた新たな文化政策の展開が図られようとしている。

さらに、九〇年代に入つてからは、他の政策領域の文化への接近が見られるようになった。社会全体が生活の質の向上を強く求めるようになり、これに応えるべく各省庁が文化関連施策を講じ始めたことによる。その意味で、国の文化政策には分散化の方向がうかがわれる。これに対し、地域にあつては、文化の振興が「まちづくり」の中核的な内容として位置づけられ、「文化」を上位概念としてつ、各種政策が文化政策に収斂される傾向にある。いわば、地域の文化政策には総合化の傾向が見られるといつてよい。

一方、今次の行政改革において、文化庁には「文化行政機能の充実」が強く求められている。すなわち、文化庁は、来るべき二一世紀において、国の文化政策の責任官庁として、これまで推進してきた文化政策の中核領域をさらに深化・発展させるとともに、その外延

で他省庁が進めている文化関連施策を包括し、総合文化政策として展開することが期待されているといえよう。

2 文化経済学、アートマネー・シメント論と文化政策学

九〇年代における以上のような文化政策の展開を背景に、近年多くの大学で文化政策にかかわる授業科目が開講され、いくつかの大学では独立の文化政策学部も設置されるようになった。このような動きの中で、今日「文化政策学」の学問としての確立が急がれる状況となつている。

すでに経済学の分野では、先の芸術文化振興基金、企業メセナ協議会の設立に触発され、九〇年前後から、芸術文化支援の在り方を中心に、経済的側面からの文化に関する研究が活発化し始めていた。これは、米国のポーモルとポーエンの著『舞台芸術—芸術と経済のジレンマ』（一九六六年）を契機に、米欧で成立していた文化経済学の流れを汲むものである。また、文化経済学の始祖として、ラスキンやモリス、ケインズ等への言及もさかんに行われるようになった。

またこの頃、アートマネーシメントの必要性が提起された。すなわち、支援を受ける側の芸術文化団体の経営の在り方や公立文化施設

「文化政策学」の体系化の視点

長岡技術科学大学教授
根木 昭

文化振興基金」が設立されるとともに、(株)企業メセナ協議会も発足し、それまでの文化庁の諸施策とあいまつて、公・私による文化支援が格段の充実を見るに至つた。これによつて、芸術文化への支援の形態は、従来の画（地方公共団体）と芸術文化団体二者間の関係から、民間企業等を含む三者間の関係に転じ、相互のパートナーシップによる新たな枠組み

設の事業展開の貧弱さが指摘されるとともに、マネージメントの必要性がさげられるようになり、文化庁や地方公共団体によるアートマネージメントの研修が開始された。それとともに、すでに米欧では多くの大学で教育・研究が進められていたアートマネージメント論の研究もようやく緒に就き始めた。

このような雰囲気の中で、一九九二年「文化経済学会へ日本」が発足し、大学においても、芸術運営学科やアートマネージメントコースが設けられるようになった。

一方、文化政策についての政策学の面からのアプローチは遅れていた。文化経済学会の報告の中でも、経済学やアートマネージメントの観点から文化政策の『実態』に言及することはあっても、政策学の立場に立った本格的な論及は少なかった。

しかし、その後、国・地方公共団体において文化政策がさらに大きな比重を占めるようになり、大学においても、一般の文化関係学部で文化政策論が開講されるとともに、地域政策関係学部・学科の中で文化政策が一つの領域を占めるようになった。そして、前述のとおり、最近では独立の文化政策学部も設置され始めた。

3 「文化政策学」体系化の視点

かくて、ようやく「文化政策学」確立の機会が熟した。この新たな学問分野を構築し、体系化していく視点として、次のものが挙げられる。

第一は、我が国の文化政策の実態を踏まえ、その体系化と理論構成を図ることである。文化政策は属地性が極めて強いものであり、その国の歴史的経緯とその時々々の民意によって規定される。したがって、文化政策学の構築に当たって他にモデルを求めることはできない。また、諸外国でも参考とすべき文化政策学の理論はまだ確立されていない。

第二に、文化政策も政策の一領域であることから、これまで政策学において蓄積された手法により、政策内容、政策形成過程等の分析が行われる必要がある。すなわち、経済学、アートマネージメントの観点とは別異の、政策科学の立場からの方法論が用いられなければならない。

第三は、文化政策と関連する諸政策を視野に含めることである。前述したように、文化政策には、国レベルにおける分散化、地域レベルにおける総合化が見られる。しかし、実質的な文化政策と見られる限り、そのすべて

を包括的にとらえることが必要である。その意味で、文化政策学には、隣接諸政策を含む総合的な視座からのアプローチと理論構築が求められる。

第四は、先行の文化経済学、アートマネージメント論との連携を図ることである。方法論は異なるにしても、いずれも対象は同じであり、特にアートマネージメントと文化政策は密接不可分の関係にあるといつてよい。政策学としての文化政策学と経営科学としてのアートマネージメント論は、外延において一致することも考えられ、将来の統合も視野に入れるべきであろう。

文化政策は、二一世紀において重要な政策領域となることが予想される。一方、その理論的裏づけとなる文化政策学の研究はようやく始まったばかりである。今後、大学等の若い研究者や文化政策の現場を担う行政担当者の積極的な参加が望まれる。



